

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：豊後大野市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.4%
全職員	60.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役割段階及び勤続年数別情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	94.0%
本庁課長補佐相当職	102.2%
本庁係長相当職	92.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	109.4%
31～35年	94.7%
26～30年	94.8%
21～25年	92.6%
16～20年	75.8%
11～15年	89.1%
6～10年	94.3%
1～5年	92.5%

【説明欄】

○全職員に係る情報についての分析結果

- ・任期の定めのない常勤の職員については、男性に扶養手当や住居手当を支給している場合が多いことが差異の要因。(支給額全体に占める男性に支給している手当金額の割合は、扶養手当で 91.0%、住居手当で 74.2% である。)
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、女性の会計年度任用職員の割合が高いことが差異の要因。

○役職別及び勤続年数別の男女の給与の差異が大きく表れている層についての分析結果

- ・女性の給与割合が高い年代については時間外手当が多く、女性の給与割合が低い年代については、育休等による無給期間があることが差異の要因。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。